

## 重要事項説明書（居宅介護支援サービス）

居宅介護支援サービス提供の開始にあたり、厚生省令第38号第4条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

### 1. 事業者

事業者の名称	有限会社 リンク
事業者の所在地	佐賀県唐津市山田 2824-5
代表者名	代表取締役 山口 浩一
電話番号	0955-53-8227
指定年月日	H20.10.1

### 2. ご利用の事業所

事業所の名称	居宅介護支援事業所 ひばり
事業者の所在地	佐賀県唐津市山田 2824-5
管理者の氏名	浦田 樹佳
電話番号	0955-53-8227
ファックス番号	0955-53-8202
指定事業所番号	4170200424

### 3. 事業目的と運営の方針

事業の目的	指定居宅介護支援事業所ひばりが行なう居宅介護支援事業の適正な運営を確保するために人員、職種及び管理運営に関する事項を定め、介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に、適正な居宅介護支援サービスが受けられるようにケアマネジメントすることを目的とする。
事業所運営の方針	① 指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービスなどが特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行わなければならない。 ② 居宅サービス計画の作成にあたって、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、前6月間に指定居宅支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着通所介護（以下この項において「訪問介護等」という）がそれぞれ位置づけられた居宅サービス計画が占める割合、前6月間に指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものの占める割合等につき説明を行い、理解を得るよう努力しなければならない

	<p>③ 居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由を介護支援専門員に対して求めることが可能であることを利用者及び家族に説明しなければならない。</p> <p>④ 事業の運営にあたっては、要介護者等の介護サービス計画の作成や実施を円滑に進めていくために関係機関や関係者との連携を図らなければならない。</p> <p>⑤ 要介護状態の利用者が可能な限り在宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように介護サービスの内容を検討し提供しなければならない。</p> <p>⑥ 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行わなければならない。</p>
--	---

#### 4. 職員の職種、人員及び職務内容

従業者の職種	区分				事業者の指定基準	保有資格の内容
	常勤		非常勤			
勤務形態	専任	兼務	専任	兼務		
管理者		1			1	介護支援専門員
介護支援専門員		1			1	介護支援専門員
その他の職員						

#### 5. 営業日

営業しない日	土曜・日曜・年末、年始
営業時間	午前8時30分から午後5時30分までとする。(時間外は電話受付)

#### 6. 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇
管理者	正規の勤務時間帯(8:30~17:30) 常勤で勤務	4週8休
介護支援専門員	正規の勤務時間帯(8:30~17:30) 常勤で勤務	4週8休
その他の職員		

## 7. 居宅介護支援サービスの概要

- ① 要介護認定の申請などに関わる援助
- ② 介護支援専門員による居宅サービス計画の作成、評価、変更
- ③ 居宅サービス計画がきちんと実施されるよう、地域におけるサービス事業者との連携を図る
- ④ 利用者またはその家族に対して、当該地域の指定居宅介護サービスの内容、利用料等情報の適正な提供
- ⑤ 入院時、その入院先（医療機関）に担当介護支援専門員の氏名・連絡先を伝えるよう、利用者またはその家族に協力を求める
- ⑥ 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたとき、その他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供を行う
- ⑦ 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の意見を求めるものとする。またこの場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付する
- ⑧ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努める

## 8. 利用料金（国が定める基準額）

（1 単位＝10 円）

- ① 要介護 1・2 1,086 単位  
 要介護 3・4・5 1,411 単位
- ② 加算を算定した場合  
 初回加算 300 単位  
 入院時情報連携加算（Ⅰ）入院日以前及び入院当日中に情報提供 250 単位／月  
 入院時情報連携加算（Ⅱ）入院後 3 日以内に情報提供 100 単位／月  
 通院時情報連携加算 50 単位／月  
 退院・退所加算

	カンファレンス参加 無	カンファレンス参加 有
連携 1 回	(Ⅰ) イ 450 単位	(Ⅱ) イ 600 単位
連携 2 回	(Ⅰ) ロ 600 単位	(Ⅱ) ロ 750 単位
連携 3 回	×	(Ⅲ) 900 単位

緊急時等居宅カンファレンス加算 200 単位

- ※ 介護保険が適用される場合は、通常は利用料を支払う必要はありません。  
 （全額介護保険により負担されます）
- ※ 特別の理由がないのに保険料を滞納した場合、一旦、利用料の全額を支払い、給付を保険者からの事後払いとする措置（支払い方法変更）を受ける事があります。

## 9. 事業の実施地域

通常の事業の実施は唐津市全域・東松浦郡・伊万里市とする。

## 10. 苦情（相談）への対応

相談及び苦情の電話（訪問）があった場合は、原則として事業所管理者が対応する。事業所管理者が対応できない場合には、他の職員でも対応するが、その旨を管理者に直ちに報告する。

※苦情（相談）処理に関する措置の概要については、別紙参照

## 11. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等の為に必要な措置を講じます。

- ① 高齢者虐待発見時の通報・報告体制を整備しています。
- ② 従業者に対する虐待防止を啓発・普及する為の研修を実施しています。
- ③ 成年後見制度の利用を支援します。

## 12. 秘密保持

- ① 事業所及び事業所の従業員は、利用者に対するサービスの提供にあたって知り得た利用者または利用者の家族の秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。
- ② 事業者は、事業所の従業員が退職後においても、在籍中に知り得た利用者または利用者の家族の秘密を漏らす事がないよう必要な処置を講じます。
- ③ 事業者は、利用者の有する問題や解決すべき課題等についてのサービス担当者会議において、情報を共有するために個人情報を用いることを、本契約を以て同意とみなします。

## 13. 緊急時、事故発生時の対応

事業所の従業員は、利用者宅を訪問した際等に利用者に急変、事故などが生じた場合は速やかに、主治医あるいはかかりつけの医療機関及び保険者へ報告します。